

# 令和6年度帰還困難区域等内の国有林にかかる航空レーザ計測成果等の判読等による森林現況把握等事業 仕様書

## 第1章 総則

### 1 (適用範囲)

本仕様書は、関東森林管理局(以下、「発注者」という。)が発注する令和6年度帰還困難区域等内の国有林にかかる航空レーザ計測成果等の判読等による森林現況把握等業務(以下、「本業務」という。)について適用され、本業務を受託する者(以下、「受注者」という。)が実施しなければならない事項を定めたものである。

### 2 (件名)

令和6年度帰還困難区域等内の国有林にかかる航空レーザ計測成果等の判読等による森林現況把握等事業

### 3 (履行期間)

契約締結の翌日から令和7年3月14日まで

### 4 (業務目的)

本業務は、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域等、帰還住民の生命財産の保全、生活の安全・安心の確保に向けて、別途貸与するこれまでに関東森林管理局が実施した各種調査結果及び発注者において計測機関より貸与を受けた航空レーザ計測の成果の判読等により、荒廃地などの森林の現況や林道の現況などを把握するとともに、GIS上における情報の統合及び見える化により、今後の事業実施の検討資料として活用することを目的とする。

### 5 (関連法令等)

本業務は、本仕様書及び契約書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)
- (2) 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)
- (3) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (5) 林野庁測定規程(平成24年1月6日付け23日林国業第100号-1)
- (6) 国土交通省公共測量作業規程(平成28年3月31日付け国国地第190号)
- (7) 公共測量作業規程の準則(平成20年3月31日付け国土交通省告示第413号)
- (8) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (9) 地理情報標準プロファイル(国土交通省国土地理院)
- (10) その他関係法令、規則、通達等

## 6（技術力の確保）

本業務の実施に当たり、航空レーザ計測及び森林解析等に関する相当の知識、経験に加え、成果物の品質保証、情報管理における信頼性を確保する必要があるため、受注者は以下に示す条件を満たすものとする。

- (1) 技術士(森林部門)の資格を有し、計測密度 4 点/m<sup>2</sup> 以上の航空レーザ計測成果を利用した業務の経験がある者を管理技術者として配置する。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日付け建設省告示 717 号）に基づく森林土木部門の登録を受けている者を配置する。

## 7（関係官公庁への手続等）

測量法に基づく公共測量の諸手続に必要な関係書類の作成及び申請等の支援を行うものとする。本業務の実施に当たり必要な関係官公庁への諸手続は、受注者が速やかに行い、その写しを監督職員に提出するものとする。

## 8（成果物の帰属）

本業務の成果物は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条及び第 47 条 3 に定める全ての権利並びに民法(明治 29 年法律第 89 号)第 206 条に定める所有権(以下「著作権等」という。)を発注者が所有する。また、受注者は本業務の成果物を発注者の許可なく第三者に複写、公表、貸与及び使用してはならない。

## 9（再委託の制限）

- (1) 受注者は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- (2) 受注者は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が 50 パーセント以内の業務とする。
- (3) 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した再委託承認申請書(別紙様式第 2 号)を発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- (5) 受注者は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに発注者に届け出なければならない。
- (6) 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲

を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。

- (7) 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- (8) 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。
- (9) 受注者は、再委託する場合には、当該委託にかかる再委託先の行為について、発注者に対し、すべての責任を負うものとする。

#### 10（機密情報の取扱い）

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。
- (2) 受注者は、機密情報の提供、返却等の授受について、発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

#### 11（個人情報の取扱い）

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### 12（情報セキュリティ）

受注者は、本業務においてデータセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じ、情報資産の安全性を確保しなければならない。

#### 13（契約不適合責任等）

- (1) 受注者は、納入物件の検収を行った日を起算日として1年間は、納入物件の性能、品質等について補償するものとする。
- (2) 前項に定める保証期間内に、納入物件に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合には、発注者は、受注者に対し、相当の日時を定め

て当該契約不適合を補修させることができる。

- (3) 発注者が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

#### 14（損害賠償）

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 15（本業務及び仕様書遵守に要する経費）

本業務及び本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

#### 16（専属的合意管轄裁判所）

本業務に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、群馬県前橋市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条に定めるものとする。

#### 17（業務計画）

受注者は、事前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務内容・数量、業務実施体制、細部工程計画等についてとりまとめた業務計画書及び業務工程表を契約締結後10日間以内に提出し、発注者の承認を受けるものとする。また、その内容を変更する場合も同様とする。

#### 18（報告及び調査）

受注者は、適正な工程管理を行い、本業務の進捗状況を月に1回報告するものとする。また、発注者は受注者に対して必要がある場合に、本業務の履行状況等について調査を行うことができる。

#### 19（打合せ協議）

本業務の打合せ協議は、業務着手前、中間報告時、成果物納入時の3回を標準とし、時期等については監督職員と打合せして決定することとする。受注者は打合せ協議の内容を書面に記録するものとする。また、打合わせ協議はオンラインでの開催及び定例会との併催を可能とする。

#### 20（疑義）

受注者は本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、必ず発注者と協議により定めるものとする。

## 21（業務数量の変更等）

本業務完了後又は業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、若しくは作業数量に著しい増減が生じた場合については、発注者と受注者とが協議の上、本契約を変更できるものとする。

## 22（完了報告及び検査）

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、成果物と併せて業務完了報告書を速やかに発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項に示す業務完了報告書を受領後、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、前項の規定に基づき検査を実施した結果、合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なく成果物を修正し、発注者の検査を受けなければならない。
- (5) (2)及び(3)の規定は、(4)の再検査の場合において準用する。

## 23（貸与資料）

本業務で必要となる資料について、発注者が保有する以下の資料を受注者に貸与する。貸与した資料について、受注者は責任をもって保管し、亡失はもちろん、汚損・破損のないよう取扱いには十分注意するものとする。本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は本業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。受注者は借用の際、借用書を発注者に提出することを原則とする。

- (1) 磐城森林管理署森林計画図データ(shape形式)
- (2) 磐城森林管理署森林調査簿・樹種別調査簿データ(shape形式、エクセル形式)
- (3) 平成18年度治山流域調査結果報告書
- (4) 令和元年度 旧避難指示区域等内国有林における環境放射線モニタリング調査事業のうち帰還困難区域内国有林における林道調査結果
- (5) 森林土壌デジタルマップ（国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 HP 公表資料（H23～25））
- (6) CS 立体図を使った地形判読マニュアル（令和5（2023）年3月 林野庁）
- (7) 発注者において計測機関より貸与を受けた既存の航空レーザ計測業務等成果品
  - (ア) 国土地理院（H23、H24 取得データ）
    - ① オリジナルデータ
    - ② グラウンドデータ
    - ③ 標高値グリッドデータ（1m）
    - ④ 水部ポリゴンデータ
    - ⑤ オルソ画像データ

- ⑥ 地上高データ（1m）
- ⑦ 位置情報ファイル
- （イ）福島県（H30、R2 取得データ他）
  - ① オリジナルデータ
  - ② グラウンドデータ
  - ③ グリッドデータ
  - ④ 水部ポリゴンデータ
  - ⑤ オルソ画像データ
  - ⑥ 位置情報ファイル
  - ⑦ 等高線データ
  - ⑧ 低密度ポリゴンデータ
- （ウ）浪江町（R4 取得データ）
  - オルソ画像データ
  - オルソ画像データ図郭図
- （エ）大熊町（R4 取得データ）
  - オルソ画像データ
  - オルソ画像データ図郭図
- （オ）南相馬市（R4）取得データ）
  - オルソ画像データ
  - オルソ画像データ図郭図

## 第2章 業務概要

### 1（業務概要）

本業務では、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域等への帰還住民の生命・財産の保全、生活の安全・安心の確保等に向けて、これまで立ち入りが制限されてきたことにより十分に把握できていない帰還困難区域等内の国有林について、発注者が提供するデータ等及び受注者が提案するデータ等から荒廃地や林道の崩落箇所等の森林の現況を把握し、それら情報のGISによる統合・見える化により、今後の事業実施の検討資料として活用を図ることとする。

### 2（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、別添位置図の磐城森林管理署管内の帰還困難区域内国有林及びその隣接国有林を対象とする。

## 第3章 業務内容

### 1（過年度調査結果の把握・整理）

別途発注者が貸与する過年度の調査結果について、荒廃地や林道の状況にかかる情

報を整理する。

## 2（航空レーザ測量成果の判読・解析）

### (1) 企画提案事項 1

上記 1 で整理した情報を踏まえ、森林土壌デジタルマップ（国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所が公表している CS 立体図及び国有林野土壌図）及び別途発注者が貸与するデジタル航空写真、その他受注者が提案する方法により、林道の崩落箇所、崩落危険地、荒廃林分や荒廃危険箇所等を抽出する。

### (2) 企画提案事項 2

特定再生復興拠点区域及び特定帰還居住区域に隣接する林分等の帰還住民への影響が考えられる範囲（11.80km<sup>2</sup> 以上）について、別途発注者が貸与する航空レーザ計測成果の解析、その他受注者が提案する方法により、帰還住民の生命・財産の保全、生活の安全・安心の確保に必要な情報を得ることを目的とした森林の現況把握を行う。

なお、上記(1)、(2)において受注者から方法の提案があった場合には、監督職員と協議の上、内容を決定するものとする。

## 3（GIS による情報の統合・見える化）

### (1) 企画提案事項 3

上記 2 の成果について、事業実施の検討に向けて、帰還住民への影響範囲、影響度及び必要な対策案、今後の検討項目等について整理し、GIS に表示するためのデータを作成・整理し、提出用 HDD に格納する。

## 4（報告書のとりまとめ）

上記 1 から 3 までの結果をとりまとめ、報告書を作成する。

## 5（GIS データ活用に向けた講習会）

上記 3 で作成したデータの活用マニュアルを作成し、以下のとおり、講習会を実施する。

- (ア) 開催方法 : 会場開催（オンライン同時開催）
- (イ) 実施回数・期間 : 1 回（4 時間程度）
- (ウ) 受講者 : 林野庁職員 10 名程度
- (エ) 講師 : 補助者含む 2 名程度
- (オ) 主な内容 : 本業務で作成した GIS データの活用方法にかかる GIS 操作実習（オープンソースソフトウェア（QGIS）を想定）
- (カ) その他 :

実施時期、実施内容等について、監督職員と事前に協議を行い決定すること。

事前に、活用実習用のデータファイルを作成し、受講者に配布すること。

受講時及び受講後に受講者から質問を受け付け、電子メール等で回答するなどのフォローアップを行うこと。

オンライン開催に用いる WEB 会議システムを含む講習会の実施に必要な機材（受講者が操作する端末を除く）、資料等は受注者が用意すること。

WEB 会議システムは、農林水産省のセキュリティポリシー等を踏まえて利用可能なシステムとすること。チャット機能、相互の画面共有機能等を備えたものとし、講義の際には、研修講師と補助者によって、質問や操作実技に関し、個別にフォローアップを行うこと。

QGIS については、長期安定リリースバージョンに対応するものとする。

## 第 4 章 納入成果物

### 1 (成果物)

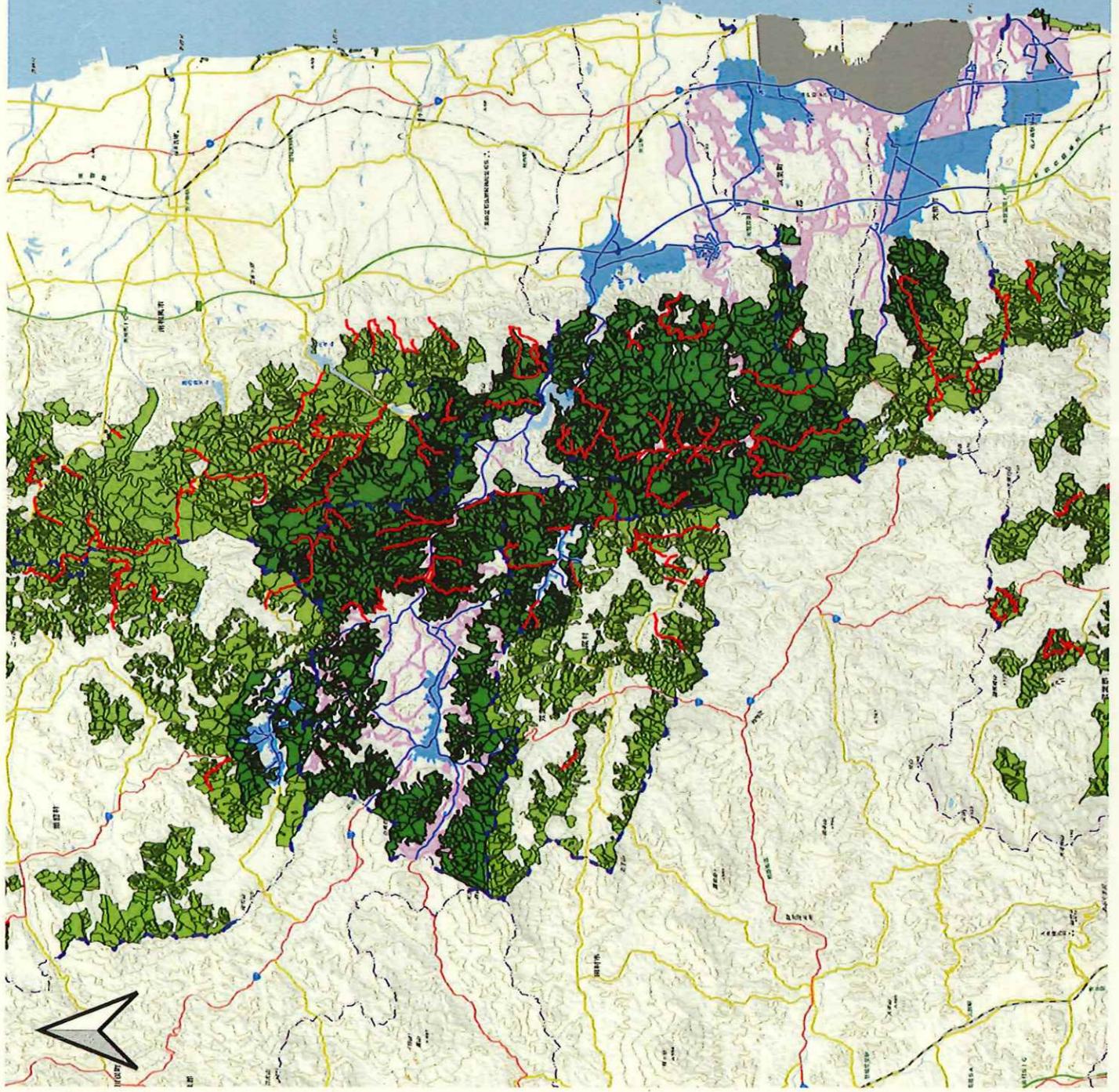
本業務における成果物は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告書 40 部 (A4 版)
- (2) 帰還困難区域内に国有林を抱える市町村別の図面 各 5 部  
(飯舘村、南相馬市、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町)
- (3) 電磁記録媒体資料 5 部 (以下を格納した HDD)

電子媒体は報告書及び図面にかかる PDF のほか、元データについては原則 Word 形式、定量的データは Excel 形式とする。GIS データについてはオープンソースソフトウェア (QGIS) で活用可能な形式とする。

なお、納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出する。

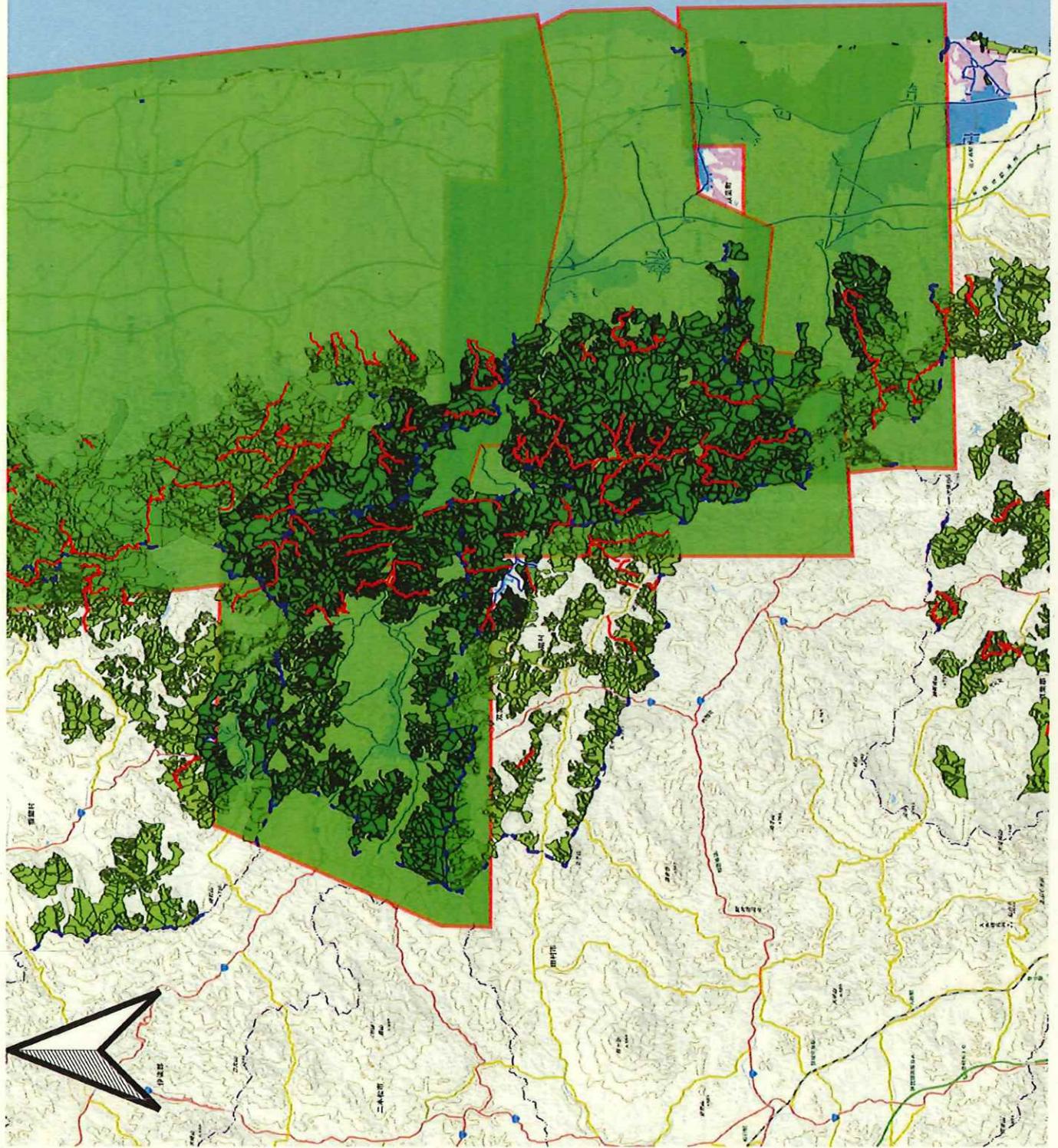
# 帰還困難区域及び特定再生復興拠点区域等と国有林の分布状況\_15万分の1



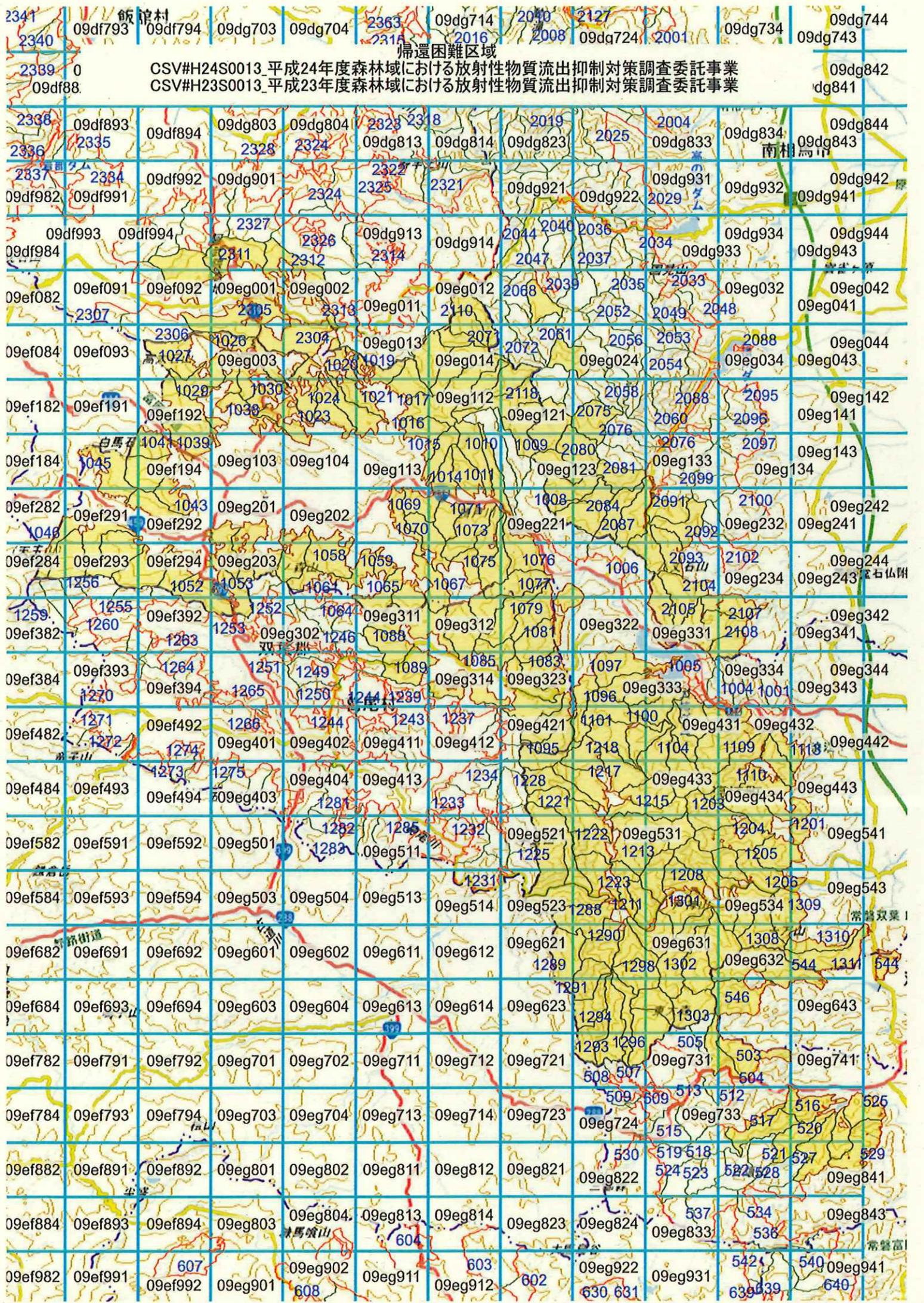
- 行政区域界
- 林道
- R4森林調査簿\_240315最新\_帰還困難抽出
- R4\_最新\_小班区画\_帰還困難
- 中間貯蔵施設v1.2
- 線拠点区域\_6町村統合\_240404
- 拠点区域境界\_6町村統合\_240404
- 特定復興再生拠点
- 帰還居住区域\_4町村統合\_240404
- 標準地図

0 5 10 km

# 帰還困難区域等における市町村提供デジタル航空写真範囲



- 行政区域界
- 林道
- R4森林調査簿\_240315最新\_帰還困難抽出
- R4\_最新\_小班区画\_帰還困難用
- 中間貯蔵施設v1.2
- 線拠点区域\_6町村統合\_240404
- 拠点区域境界\_6町村統合\_240404
- 特定復興再生拠点
- 帰還居住区域\_4町村統合\_240404
- 標準地図



CSV#H24S0013 平成24年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査委託事業  
 CSV#H23S0013 平成23年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査委託事業

帰還困難区域

2341	飯沼村	09df793	09df794	09dg703	09dg704	2363	09dg714	2010	2127	09dg734	09dg744
2340		09df793	09df794	09dg703	09dg704	2315	2016	2008	09da724	2001	09dg743
2339	0	09df88									09dg842
2338	09df893	09df894	09dg803	09dg804	2323	2318	2019	2025	2004	09dg834	09dg844
2336	2335		2328	2324	09dg813	09dg814	09dg823	2025	09dg833	09dg843	
2337	2334	09df992	09dg901	2324	2322	2325	2321	09dg921	09dg931	09dg942	
09df982	09df991							09dg922	2029	09dg932	09dg941
09df993	09df994		2327	2326	09dg913	09dg914	2044	2040	2036	09dg934	09dg944
09df984			2311	2312	2314		2047	2037	2034	09dg933	09dg943
09ef082	09ef091	09ef092	09eg001	09eg002	09eg012	2068	2039	2035	2033	09eg032	09eg042
	2307		2305	2318	09eg011	2110		2052	2049	2048	09eg041
09ef084	09ef093	2306	1026	2304	09eg013	2073	2061	2056	2053	2088	09eg044
		1027	09eg003	1028	1019	09eg014	2072	09eg024	2054	09eg034	09eg043
09ef182	09ef191	1029	1030	1024	1021	1017	09eg112	2118	2058	2088	09eg142
		09ef192	1038	1023	1016		09eg121	2075	2060	2095	09eg141
09ef184	1045	1041	1039	1025	1010	1009	2080	2076	2076	2097	09eg143
		09ef194		09eg103	09eg104	09eg113	1014	1011	09eg123	2081	09eg134
09ef282	09ef291	1043	09eg201	09eg202	1069	1071	1008	2084	2091	2100	09eg242
		09ef292			1070	1073	09eg221	2087	2092	09eg232	09eg241
09ef284	09ef293	09ef294	09eg203	1058	1059	1075	1076	1006	2093	2102	09eg244
				1052	1053	1064	1065	1067	2104	09eg234	09eg243
09ef382	1259	1255	09ef392	1252	1064	09eg311	09eg312	1079	09eg322	2105	2107
	1260		1263	09eg302	1246	1088		1081	09eg331	2108	09eg342
09ef384	09ef393	1264	1251	1249	1089	1085	1083	1097	1005	09eg334	09eg344
		09ef394	1265	1250	1244	1239	09eg314	09eg323	1096	09eg333	1004
	1270									1001	09eg343
09ef482	1271	09ef492	1266	1244	1243	1237	09eg421	1101	1100	09eg431	09eg432
	1272		09eg401	09eg402	09eg411	09eg412	1095	1218	1104	1109	1118
		1274									09eg442
09ef484	09ef493	1273	1275	09eg404	09eg413	1234	1228	1217	09eg433	1110	09eg443
		09ef494	09eg403	1281	1233	1221	1215	1203	09eg434		
09ef582	09ef591	09ef592	09eg501	1282	1285	1232	09eg521	1222	09eg531	1204	1201
				1283	09eg511		1225	1213		1205	09eg541
09ef584	09ef593	09ef594	09eg503	09eg504	09eg513	1231	1223	1208	1206	09eg543	
						09eg514	09eg523	1211	1304	09eg534	1309
09ef682	09ef691	09ef692	09eg601	09eg602	09eg611	09eg612	09eg621	1290	09eg631	1308	1310
								1289	1298	1302	09eg632
										544	1311
09ef684	09ef693	09ef694	09eg603	09eg604	09eg613	09eg614	09eg623	1291		546	09eg643
								1294	1303		
09ef782	09ef791	09ef792	09eg701	09eg702	09eg711	09eg712	09eg721	1293	1296	505	09eg741
								508	507	09eg731	503
										504	
09ef784	09ef793	09ef794	09eg703	09eg704	09eg713	09eg714	09eg723	509	509	513	512
								515	09eg733	517	516
										520	525
09ef882	09ef891	09ef892	09eg801	09eg802	09eg811	09eg812	09eg821	530	519	518	527
								09eg822	524	523	522
									528	529	09eg841
09ef884	09ef893	09ef894	09eg803	09eg804	09eg813	09eg814	09eg823	09eg824	537	534	09eg843
					604				09eg833	536	
09ef982	09ef991	09ef992	09eg901	09eg902	09eg911	09eg912	09eg922	09eg931	542	540	09eg941
				608		603	602	630	631	639	640

# 福島県 測量業務委託(砂防・交付) 解析範囲図

